国際エネルギー使用合理化等対策事業費補助金（研究開発に係るものに限る。）	国際エネルギー使用合理化対策事業費補助金（研究開発に係るものに限る。）
国際石炭利用技術振興費補助金（研究開発に係るものに限る。）	国際石炭利用対策事業費補助金（研究開発に係るものに限る。）
エネルギー使用合理化等技術改善費補助金	エネルギー使用合理化技術改善費補助金
	石油代替エネルギー等技術改善費補助金（石油代替エネルギー技術改善費補助に係るものに限る。）
	石油代替エネルギー技術改善費補助金

附　則

この告示は、平成二十二年一月二十九日から施行し、平成二十年度以降の年度分の補助金等に係る財産及び平成十九年度以前の年度分の補助金等に係る財産に適用する。この場合において、平成十九年度以前の年度分の補助金等に係る財産に係るこの告示施行前の処分制限期間が当該財産に係るこの告示施行後の処分制限期間より短いものについては、なお従前の例による。

○国土交通省告示第四十七号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年一月二十九日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月二十九日　　国土交通大臣　前原　誠司

路線名	供用の区間	供用開始の期日
東九州自動車道	曽於市末吉町深川字桐木九八〇五番五から同市末吉町諏訪方字桐木一五五番一まで	平成二十二年一月二十九日十時

○国土交通省告示第四十八号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第六条第一項の規定に基づき、海岸保全施設に関する直轄工事を国土交通大臣が次のとおり施行するので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十二年一月二十九日　　国土交通大臣　前原　誠司

工事の区域	工事の種類	工事開始の日
次に掲げる地点を順次結んだ線及び(1)に掲げる地点と(75)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海岸保全区域の区域 (1) 三等三角点「江波」（広島市中区江波南一の四〇の一（北緯三四度二一分五八秒、東経一三二度二六分〇六秒））から六四度〇〇分七一〇メートルの地点 (2) (1)に掲げる地点から一〇七度〇〇分九メートルの地点 (3) (2)に掲げる地点から一六四度〇〇分七一メートルの地点 (4) (3)に掲げる地点から一八二度〇〇分六〇メートルの地点 (5) (4)に掲げる地点から一九八度〇〇分二四八メートルの地点 (6) (5)に掲げる地点から一七九度〇〇分五四メートルの地点 (7) (6)に掲げる地点から一九八度〇〇分三二五メートルの地点 (8) (7)に掲げる地点から一九八度〇〇分二六三メートルの地点 (9) (8)に掲げる地点から二一九度〇〇分三六メートルの地点	海岸保全施設の新設、改良及び災害復旧	平成二十二年一月二十九日

(9)に掲げる地点から二八七度〇〇分七メートルの地点
(10)に掲げる地点から一九八度〇〇分四六メートルの地点
(11)に掲げる地点から一〇〇度〇〇分二〇二メートルの地点
(12)に掲げる地点から一九〇度〇〇分二〇五メートルの地点
(13)に掲げる地点から九九度〇〇分一二メートルの地点
(14)に掲げる地点から七二度〇〇分二八三メートルの地点
(15)に掲げる地点から六二度〇〇分一〇九メートルの地点
(16)に掲げる地点から一度〇〇分四三メートルの地点
(17)に掲げる地点から一八度〇〇分一八三メートルの地点
(18)に掲げる地点から一八度〇〇分五六九メートルの地点
(19)に掲げる地点から一〇八度〇〇分八九メートルの地点
(20)に掲げる地点から一〇〇度〇〇分二六二メートルの地点
(21)に掲げる地点から一九八度〇〇分二四メートルの地点
(22)に掲げる地点から一〇〇度〇〇分一一二メートルの地点
(23)に掲げる地点から一八度〇〇分八八メートルの地点
(24)に掲げる地点から一八度〇〇分七〇メートルの地点
(25)に掲げる地点から一五度〇〇分八〇メートルの地点
(26)に掲げる地点から一三度〇〇分七五メートルの地点
(27)に掲げる地点から八度〇〇分三九メートルの地点
(28)に掲げる地点から三度〇〇分七六メートルの地点
(29)に掲げる地点から三五六度〇〇分八三メートルの地点
(30)に掲げる地点から三五二度〇〇分一三〇メートルの地点
(31)に掲げる地点から二八七度〇〇分三九メートルの地点
(32)に掲げる地点から三五〇度〇〇分七三メートルの地点
(33)に掲げる地点から三三九度〇〇分二〇メートルの地点
(34)に掲げる地点から三五〇度〇〇分四〇メートルの地点
(35)に掲げる地点から八〇度〇〇分三九メートルの地点
(36)に掲げる地点から三五〇度〇〇分八八メートルの地点
(37)に掲げる地点から一〇八度〇〇分四メートルの地点
(38)に掲げる地点から三五〇度〇〇分六九メートルの地点
(39)に掲げる地点から二九六度〇〇分三六メートルの地点
(40)に掲げる地点から一九度〇〇分二二メートルの地点
(41)に掲げる地点から一一六度〇〇分八メートルの地点
(42)に掲げる地点から一一六度〇〇分四二メートルの地点
(43)に掲げる地点から一二三度〇〇分三七メートルの地点
(44)に掲げる地点から一一七度〇〇分四三メートルの地点
(45)に掲げる地点から四二度〇〇分三九メートルの地点
(46)に掲げる地点から六三度〇〇分五一メートルの地点
(47)に掲げる地点から九五度〇〇分四六メートルの地点
(48)に掲げる地点から八七度〇〇分四七メートルの地点
(49)に掲げる地点から一〇八度〇〇分四六メートルの地点
(50)に掲げる地点から二一九度〇〇分三六メートルの地点